

愛知県道路占用料（国道、県道）

留意点として

国道、県道では越境した仮囲いと保護柵の占用料は同一金額です

占用料は市町村により区分けされており市町村別等級にて金額が決定されております

名古屋市を除く市町村道においては占用料が発生する工事開始日から数え30日未満は日割り計算で計算し30日以上は月単位での計算となる場合があります

詳細は各市役所にお問い合わせください

道路占用許可申請に伴い道路使用許可申請も必要となります。

管理する自治体によっては道路使用許可申請時の届において、作業車（ユニック、高所作業車等の作業用車両）以外では駐車許可申請となる場合があります。管轄する警察署にお問い合わせください

愛知県における道路使用許可申請には収入証紙2500円が必要となります

道路使用許可申請は最長で1か月となります（道路占用に付随する場合は足場設置期間となります）

国道及び県道の市町村別等級一覧

（電話番号は市道管轄）

国道及び県道は等級により占用料が異なります

第一級地	名古屋市	尾張旭市	清須市	北名古屋	長久手市	豊山町	大治町
		0561-76-8164	052-400-2911	0568-22-1111	0561-56-0621	0568-28-0380	052-444-2711
第二級地	豊橋市	岡崎市	一宮市	半田市	春日井市	豊川市	津島市
	0532-51-2506	0564-23-6637	0586-28-8653	0569-84-0667	0568-85-6272	0533-89-2142	0567-24-1111
	小牧市	碧南市	刈谷市	安城市	蒲郡市	犬山市	常滑市
	0568-72-2101	0566-95-9901	0566-62-1018	0566-71-2237	0533-66-1135	0568-44-0334	0569-47-6120
	江南市	稲沢市	東海市	大府市	知多市	知立市	高浜市
0587-54-1111	0587-32-1381	052-603-2211	0562-45-6232	0562-33-3151	0566-95-0155	0566-52-1111	
	岩倉市	豊明市	日進市	みよし市	あま市	東郷町	大口町
	0587-38-5813	0562-92-1116	0561-73-2926	0561-32-8020	052-441-7113	0561-56-0745	0587-95-1111
	扶桑町	蟹江町	飛島村	東浦町	武豊町		
	0587-93-1111	0567-95-1111	0567-97-3464	0562-83-3111	0569-72-1111		
第三級地	豊田市	西尾市	愛西市	弥富市	阿久比町	美浜町	幸田町
	0565-34-6644	0563-56-2111	0567-55-7125	0567-65-1111	0569-48-1111	0569-82-1111	0564-62-1111
第四級地	新城市	田原市南知多町					
	0536-23-7638	0569-65-0711					
第五級地	北設楽郡設楽町	北設楽郡東栄町	北設楽郡豊根村				
	0536-62-0528	0536-76-1813	0536-85-1311				

国道及び県道の区分別料金

所在地区分	工所用仮囲い（足場、保護柵）	
	国が管轄する国道（㎡辺り）	県が管轄する国道及び県道（㎡辺り）
第一級地	1900円/月	260円/月
第二級地	380円/月	230円/月
第三級地	190円/月	220円/月
第四級地	110円/月	120円/月
第五級地	76円/月	35円/月

名古屋市の市道占用料

令和2年4月1日より名古屋市の市道の道路占用料が改定されました

占用区分	改正後（㎡辺り）	改正前（㎡辺り）
足場、仮囲い	880円/月	720円/月
乗り入れ、保護柵	440円/月	360円/月

※名古屋市の占用料金はハネダシ、吊り足場の上空越境も足場仮囲いで計算されます

※乗り入れ及び保護柵は、「足場、仮囲い」の半額の占用料となります

※国道及び県道は保護柵越境も足場仮囲いとして計算されます

国が管轄する国道と管理区間

国土交通省中部地方整備局より

出張所	国道 (区間距離/km)	管理区間および延長
維持第一 出張所	1号 (14.4)	刈谷市今川町矢戸 (新境橋含む) ~名古屋市熱田区神宮2丁目 (国道19号247号交点・熱田神宮南交差点含む)
	19号 (13.1)	名古屋市熱田区神宮2丁目 (国道19号247号交点・熱田神宮南交差点含まず) ~名古屋市守山区大字瀬古字中島 (勝川橋含まず)
	22号 (5.6)	名古屋市中区丸の内1丁目~清須市西枇杷島町小田井1丁目 (新名西橋含む)
	41号 (7.3)	名古屋市東区泉2丁目~西春日井郡豊山町豊場
維持第二 出張所	19号 (18.6)	名古屋市守山区大字瀬古字中島 (勝川橋含む) ~春日井市内津町字南山 (内津トンネル含まず)
	22号 (20.4)	清須市西枇杷島町小田井1丁目 (新名西橋含まず) ~一宮市北方町北方 (新木曾川橋含まず)
	41号 (20.5)	西春日井郡豊山町豊場~犬山市大字善師野 (愛知県・岐阜県境)
維持第三 出張所	1号 (18.9)	名古屋市熱田区神宮2丁目 (国道19号247号交点・熱田神宮南交差点含まず) ~三重県桑名市長島町東殿名字木曾 (尾張大橋含む)
	23号 (29.1)	刈谷市今川町曾根 (新境川橋含む) ~三重県桑名郡木曾岬町大字川先 (愛知県・三重県境鍋田川橋含む)
	302号 (13.5)	名古屋緑区大高町字助治根山 (水主ヶ池交差点含む) ~名古屋市中川区富田町大字江松 (かの里東交差点含む)
維持第四 出張所	153号 (14.2)	名古屋市天白区植田西3丁目 (植田西交差点含む) ~みよし市打越町山ノ神 (みよし市・豊田市境)
	302号 (45.5)	名古屋市中川区富田町大字江松 (かの里東交差点含まず) ~名古屋緑区大高町字助治根山 (水主ヶ池交差点含まず)
岡崎国道維持 出張所	1号 (29.1)	岡崎市本宿町字深田 (豊川市・岡崎市境) ~刈谷市今川町矢戸 (新境橋含まず)
	23号 (36.1)	蒲郡市清田町井戸ヶ沢~刈谷市今川町曾根 (新境橋含まず)
	155号 (3.1)	知立市上重原町丸山~知立市山屋敷町板張
豊田維持 出張所	153号 (60.2)	みよし市打越町山ノ神~豊田市大野瀬町 (愛知県・長野県境)
	155号 (28.8)	知立市山屋敷町板張~瀬戸市東茨町
東三河維持 出張所	1号 (31.5)	静岡県湖西市白須賀字宿南 (愛知県・静岡県境) ~岡崎市本宿町字深田 (豊川市・岡崎市境)
	23号 (26.9)	豊橋市東細谷町字境川~豊川市為当町六反田

県が管理する国道、県道

尾張建設事務所

清須市、北名古屋、小牧市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、豊明市、長久手市、西春日井郡（豊山町）、愛知郡（東郷町）

管轄する国道: [国道155号線](#)、[国道248号線](#)、[国道363号線](#)

海部建設事務所

津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村

管轄する国道: [国道155号線](#)

知立建設事務所

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

管轄する国道 [国道155号線](#)、[国道247号線](#)、[国道419号線](#)

豊田加茂建設事務所

豊田市、みよし市

管轄する国道 [国道248号線](#)、[国道257号線](#)、[国道301号線](#)、[国道419号線](#)、[国道420号線](#)、[国道473号線](#)

新城設楽建設事務所

新城市、設楽町、東栄町、豊根村

知多建設事務所

碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市

管轄する国道 [国道155号線](#)、[国道247号線](#)、[国道366号線](#)

一宮建設事務所

一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町

管轄する国道 [国道155号線](#)

西三河建設事務所

岡崎市、額田郡幸田町

管轄する国道 [国道23号線](#)、[国道247号線](#)、[国道248号線](#)、[国道301号線](#)、[国道473号線](#)

東三河建設事務所

豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

管轄する国道 [国道23号線](#)、[国道42号線](#)、[国道151号線](#)、[国道247号線](#)、[国道248号線](#)、[国道259号線](#)、[国道362号線](#)、[国道473号線](#)